

私たちを取り巻く“生きづらさ”を解きほぐす
～これまでの社会の“ふつう”を問い直すことから～

府立人研通信

大阪府立学校人権教育研究会

第6号

2024年11月19日発行

第1回オープンセミナー（部落問題学習）のご報告

こんにちは、府立人研事務局です。今回の通信では、9月6日(金)に行われた部落問題学習チームによるオープンセミナーのご報告をさせていただきます。

直近の活動予定ですが、11月29日(金)に第2回オープンセミナー（性差別撤廃教育）を行います。10月29日(金)発行のたより10号に詳細を載せていますので、そちらもご覧ください。みなさんのお越しをお待ちしております。



第1回オープンセミナー「部落問題学習」チーム企画

水平社宣言が今に伝える願い ～ジェンダーの観点を交えて～

講師：宮前 千雅子さん（関西大学人権問題研究室委嘱研究員）

日時：9月6日（金）14：00～17：00

会場：府立柴島高等学校

講演の始めに、宮前さんは「差別の捉え方」として、「差別とは性やルーツ、障がいの有無といった属性の違いを優劣に置きかえ、排除・不可視化することである」と語られた。

そのあと、参加者がそれぞれ水平社宣言の本文を見つつ、自分の印象に残った部分を取り上げ、ペアで伝え合うワークショップを行った。その結果を踏まえ、宮前さんからは、水平社宣言は、1.当事者が自らの尊厳を自覚することを促す（個別性）とともに、人権がすべての人に保障される社会に転換される（普遍性）ことを希求している。2.被差別体験（マイナス）を、あらゆる差別のない社会を築く（プラス）へと転化させている。3.当事者は社会からの同情を受ける立場ではなく、自らを誇りうる存在であることを伝える（被差別表象の転換）。そしてな

により、4.人間は「勤（いたわ）る（同情する＝下位に見る）」存在ではなく「尊敬する」存在だということを広く宣言している。と、世界に先駆けた「人権宣言」であることをまとめていただいた。

また、水平社の設立や宣言の中の「兄弟」「男らしき」という表現から、女性の排除という水平社及び水平社宣言の課題についても確認することができた。

部落問題を人権HR等で実施する際、「水平社宣言」そのものを題材にすることは案外少ないのではないだろうか。今回は宣言に込められた意味を複数の観点から確認することができ、これからの人権学習に「水平社宣言」を生かすきっかけをいただけた。



府立人研 大阪府立学校人権教育研究会

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島1-7-106 府立柴島高等学校内
(通郵便は「府立人研」とお書きください。)

TEL・FAX 06-6324-3822 (直通) (お電話の場合は、火曜日をお願いします。)

E-Mail furitsujinken@nifty.com (お問い合わせは、なるべくメールをご利用ください。)

U R L <http://furitsujinken.in.cocan.jp/>



↑府立人研HPも
チェックしてくださいね

「府立人研だより・通信」の掲示・配布をお願いいたします。各校の人権教育の充実にお役立ていただけましたら幸いです。